

佐世保ワシントンホテル 奨会・会議利用規約

佐世保ワシントンホテル（以下、「当ホテル」）では、ご満足いただけるご宴会・会議等（以下、「ご宴会等」）をとり行うため、施設のご利用に関して次のとおり規約を定めていますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取り決めを行う場合は、その取り決め条件に従うこととします。

第1条 お申込み

施設ご利用のお申込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申込み日より7日間とさせていただきます。この期間内にご決定の有無を当ホテルまでご連絡ください。

第2条 最終確認

お見積りの人数および料理の数にご変更がある場合には、ご宴会等開催日3日前に当ホテルへご連絡ください。このご連絡をもって最終確認とさせていただきます。ご連絡のない場合には最新のお見積り書通りの内容、人数とさせていただきます。

第3条 宴会場の使用時間

1) 宴会場のご使用は、あらかじめ当ホテルとお客様との間で取り決めた時間とし、設営から撤去までを含みます。

2) 所定の時間を超過した場合は追加の室料を頂戴します。

3) 会場の次の使用開始時刻の都合により、ご使用時間の超過に応じられない場合がございます。

第4条 料理の持ち帰り

料理の提供につきましては、宴会場内に限らせていただきます。また料理の持ち帰りおよび宿泊される客室への持ち込みは食品衛生管理上ご遠慮下さい。

第5条 ご精算

1) ご宴会終了後、確定したご利用金額（以下、「ご請求金額」）につきましては、当ホテルが事前に確認したお支払日までにお支払いいただきます。

2) ご請求金額に対して、当日お支払いの場合には、フロントカウンターにて、現金またはクレジットカードにてお願いいたします。

第6条 損害賠償

お客様（お客様側の来賓、関係者を含みます）、およびお客様が直接手配された業者のスタッフは、当ホテルの施設・什器備品等を破損しないよう充分ご注意ください。もし、当ホテルの施設・什器備品等に破損等損害が発生した場合は、その修復に関して当ホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金をご負担いただきます。

第7条 禁止条項

次に掲げる項目につきましては禁止させていただいております。

①盲導犬、介助犬、聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の動物・家畜類の持ち込み

②危険物・有毒物・引火性のあるもの・その他有害物の持ち込み

③悪臭を発生するもの・その他不快感を与えるものの持ち込み

④とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様のご迷惑になるような言動

⑤備品・ご飲食等の移動または持ち帰り

⑥利用目的以外のご利用

⑦その他法令で禁じられている行為

第8条 ご宴会等申込のお断りおよび契約の解除

当ホテルは、ご利用者（お客様本人、来賓、手配関係者を含みます）が次の各号に該当する場合において、宴会場利用の申し込みをお断りいたします。またその事実が明らかになった時点で、成約した利用契約および予約を解除いたします。

①次の事由に該当する者がいる場合

ア)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき

イ)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、またはその法人・団体の構成員であるとき

ウ)法人または団体でその役員のなかに暴力団員に該当する者があるとき

②法令または公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるときあるいは他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をすると判断したとき

③当ホテルもしくは当ホテル職員に対し、暴力的 requirement 行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき

④利用の目的・人数・態様等に照らし、他のお客様の生命、身体、財産を害する恐れがあると認められる者がいるとき

⑤伝染病者であると明らかに認められるとき

⑥お客様の利用に関し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、それらを回避するために必要であると当ホテルが判断する措置が講じられたとしても、他の宿泊客や近隣地域に迷惑がかかると当ホテルが合理的に判断したとき

⑦この宴会・会議利用規約に違反したとき

第9条 免責事項

次に定める事由に該当する場合には、免責とさせていただきます。

①天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、紛争、火災その他当ホテルの責に帰すことのできない事由により、施設の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき

②法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、もしくは政府の規制・命令または指導等による宴会場の収用、取り扱い、使用禁止等の事由が発生するなど、当ホテルの責に帰することのできない事由により、宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき

③上記の事由により宴会等の履行が不可能または著しく困難になったときは、ご宴会等利用契約を解除させていただき、それまでにお支払いいただいた申込金は全額ご返金いたします。

第10条 取消料

すでにご契約をいただいているご宴会等をお取消しになる場合には、原則として下記により取消料を頂戴します（お申込金は、この取消料に充当します）。

	会議	宴会
60日前～31日前	会議室料の20%	最終のお見積り金額総額の20%
30日前～15日前	会議室料の30%	最新のお見積り金額総額の30%
14日前～7日前	会議室料の50%	最新のお見積り金額総額の50%
6日前～2日前	会議室料の80%	最新のお見積り金額総額の80%
前日または当日	会議室料の100%	最新のお見積り金額総額の100%

第11条 外注依頼について

ご宴会等に係る装飾・音響・照明・余興・パンケットコンパニオン等につきましては、当ホテルより契約業者に手配させていただきます。お客様がホテルの契約業者以外に直接依頼される場合は、ご宴会等を円滑に運営するため、事前に当ホテルの担当者へ必ずご連絡いただき、了承後にご手配下さい。なお業者の搬入搬出、設置に関わることはホテルの指示に従ってください。